

岩倉市教育振興基本計画について

○策定スケジュール

日 程	会 議	議 題・その他
平成 28 年 5 月 20 日 (金)	第 1 回推進委員会	・骨子 (案) について ・施策体系 (案) について
平成 28 年 6 月 21 日 (火)	第 2 部会(第 1 回)	・施策内容の検討
平成 28 年 6 月 24 日 (金)	第 1 部会(第 1 回)	・施策内容の検討
平成 28 年 7 月 26 日 (火)	第 1 部会(第 2 回)	・施策内容の検討
平成 28 年 8 月 2 日 (火)	第 2 部会(第 2 回)	・施策内容の検討
平成 28 年 9 月 20 日 (火)	第 2 部会(第 3 回)	・検討結果の確認 ・指標設定
平成 28 年 9 月 29 日 (木)	第 1 部会(第 3 回)	・検討結果の確認 ・指標設定
平成 28 年 11 月 8 日 (火)	第 2 回推進委員会	・計画素案の検討、確認
平成 28 年 12 月 1 日 (木) ～平成 29 年 1 月 4 日 (水)	(パブリックコメント)	
平成 29 年 2 月 14 日 (火)	第 3 回推進委員会	・最終原案の確認、承認
平成 29 年 3 月	策定	

岩倉市教育振興基本計画 (骨子案)

平成 28 年 5 月

岩倉市教育委員会

第3章 めざす姿

1 基本理念（案）

「人がまちをつくり まちが人を育む」

～学び つながり 響き合うまち・いわくら～

【考え方】 まちづくりの根底をなすのは「人」であり、人づくりの基礎は教育にあります。岩倉市独自の教育プランで掲げた“子どもは未来のまちづくり人”という概念に、大人の生涯を通じた学び、社会に貢献できる生涯学習活動という視点も加えました。

また、人と人同士がつながり合える環境づくりを進めることで、一人ひとりの個性・特長が響き合う豊かなまちづくりを目指していくことについても盛り込んでいます。

2 基本方針（案）

本市の教育・生涯学習等を推進するにあたって大切にしていきたい基本的な方針は次のとおりです。

基本方針1 一人ひとりの学ぶ意欲を大切にする

「第4次教育プラン」で掲げているように、自ら学ぼうとする子ども（人）を育てる視点を大切に、個々が主体的に学ぶ意欲を高めることを重視して各種の取組を推進します。

基本方針2 豊かな人間性を育む

学校、家庭、地域において、子ども自身の優しさや思いやりの心、自分を大切にする気持ちなどを育てる教育を進めます。また、文化・芸術活動やスポーツ活動、伝統文化の継承活動などを通じた、仲間とのコミュニケーション、感動する心の育みを大切にします。

基本方針3 生涯を通じた「学び」を支える

子どもから大人まで、それぞれのライフステージに応じて切れ目なく学ぶことができるような環境づくり、機会づくりを進め、生涯を通じた学びを支援します。

基本方針4 教育を支えるすべての主体が信頼関係をつくる

子ども、家庭、地域、学校、行政等のすべての主体が、相互に信頼関係を持って、それぞれが役割を果たしながら岩倉市の教育・生涯学習等に取り組みます。

基本方針5 自らの「学び」を地域や社会に役立てる

人と関わるなかで、学んだことを地域社会や他者のために活用し、そしてまた自分自身も「役立ち感」を感じることで喜び・生きがいにつなげていきます。

3 基本目標（案）

本計画では、次の基本目標に沿って、総合的に施策・事業を展開します。

1 「まちづくりびと」を育む教育の推進

保育園、幼稚園、認定こども園において、家庭との連携のもとに子どもたちの道徳心の育成や基本的な生活習慣の定着などを図り、心身の健やかな発達を支援します。

また、学校においては子どもたちの自ら考え行動できる確かな知性、他者を思いやり助け合える心、たくましく健康な体を育む教育を進めます。さらに、このような教育を支える教師の授業技術の向上を図るとともに、家庭や地域に信頼され、子どもたちが安心して学べる教育環境を整備します。

2 家庭・地域とともに進める教育の展開

子どもたちの教育において、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組むことができるよう、家庭教育への支援を図るとともに、地域の教育力を学校の教育活動に生かします。また、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てるコミュニティづくりを推進します。

3 生涯を通じた学びの定着

誰もが学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実や環境の整備を図るとともに、きめ細かな学習情報の提供に努めます。あわせて、生涯学習活動を個人の活動のみにとどめず、その過程や成果が社会に還元され、まちづくりに生かされるようなくみづくりを進めます。

4 文化の香り高いまちづくり

文化・芸術活動を通じて市民が心豊かな生活を送ることができるよう、活動環境の整備や、市民が主体的に文化・芸術活動に関わることができる機会の創出を図ります。

また、本市でこれまで取り組んできた音楽文化の特徴を生かし、音楽に親しみ、音楽を楽しむ市民を増やし、生活の中に音楽が根付く「音楽のあるまちづくり」を進めます。

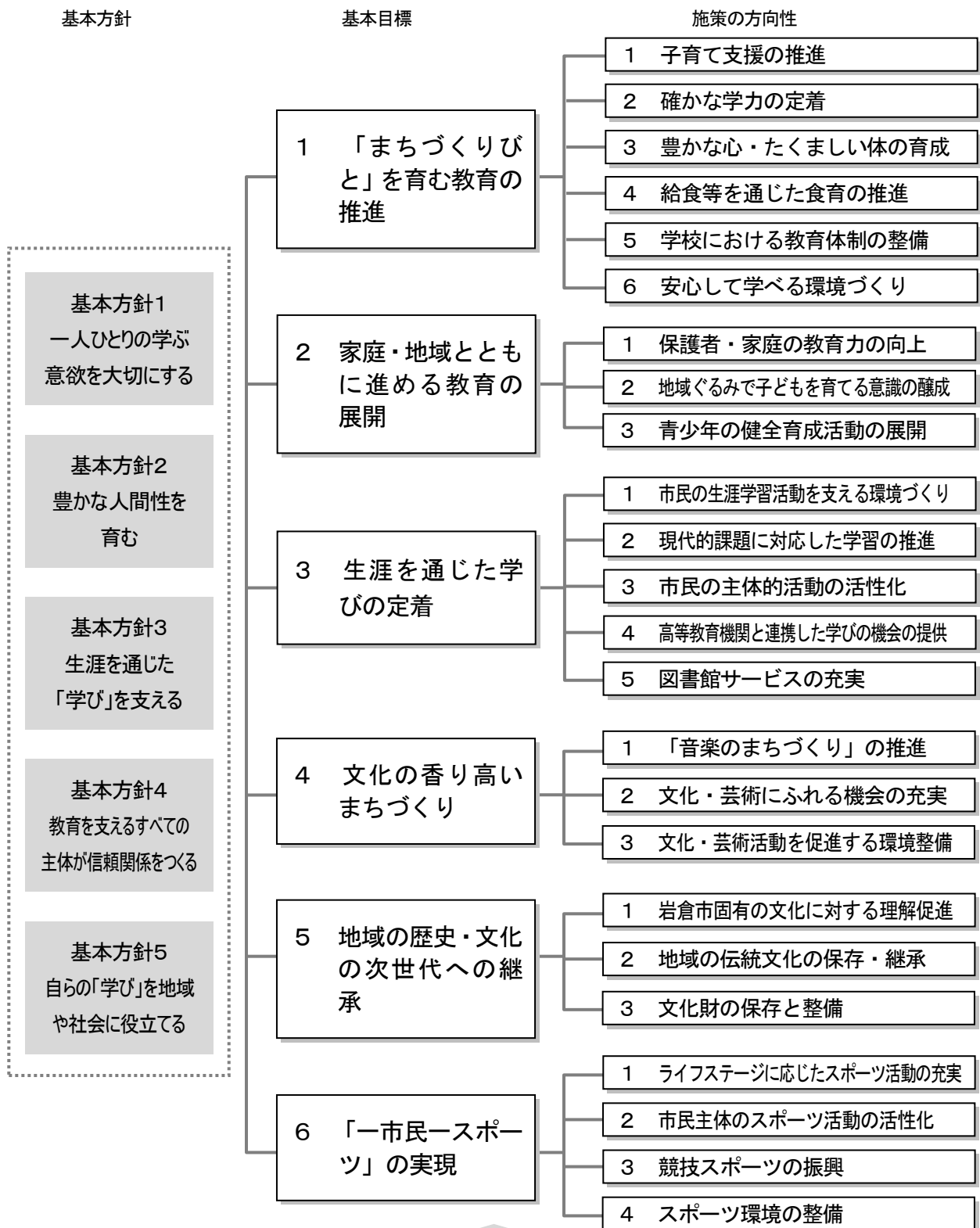
5 地域の歴史・文化の次世代への継承

本市の貴重な文化財や歴史遺産の保存と活用に努めるとともに、史跡公園や郷土資料室・展示室などを活用し、市民が文化財などにふれる機会の充実を努めます。また、市民共通の財産である山車・からくり人形やお祭り等の地域の伝統文化についても、地域主体による維持・継承活動を支援します。

6 「一市民一スポーツ」の実現

スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別など、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しみることができる「一市民一スポーツ」の実現をめざします。市民が気軽にスポーツに親しみ、より豊かで充実した生活を送ることができるよう、スポーツ活動に参加する機会の充実と環境の整備を図ります。

基本理念



庁内推進体制（大綱との整合）、点検・評価体制（PDCAサイクル）の整備